

2 製造療第17号

動物用医療機器製造業登録証

氏名又は
名 称 株式会社アステック

製造所の
所 在 地 茨城県つくば市東新井14-3

製造所の
名 称 株式会社アステック

登 録 の
有効期間 令和3年3月1日から
令和8年2月28日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3
第1項の規定により登録を受けた動物用医療機器の製造業者であることを証する。

令和3年2月1日

農林水産大臣 野上 浩太郎